

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成29年度
計画主体	武雄市

武雄市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：武雄市農林課農産係

所在地：佐賀県武雄市武雄町大字昭和1-1

電話番号：0954-23-9335

FAX番号：0954-23-7102

メールアドレス：nourin@city.takeo.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、カラス、カモ、シカ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	佐賀県武雄市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成28年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
イノシシ	水稲	1.74	169
	豆類 (大豆)	1.17	85.3
アライグマ	水稲	0	0
	豆類 (大豆)	0	0
カラス	果樹 (みかん・ぶどう)	0	0
	麦類	0.54	21.4
カモ	麦	0	0
シカ	水稲	0	0
	大豆 (大豆)	0	0
合計		3.45	275.7

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>★イノシシ</p> <p>中山間部での水稲・豆類 (大豆) の踏み倒し、果樹・野菜 (家庭菜園のイモ類) 等の食害の被害が多く発生している。また、市街地周辺でも被害が発生しており、耕作放棄地はもとより林道の法面、水路、農地の畦、ため池の堤体等が掘り起こしも課題となっている。</p> <p>近年では侵入防止柵の普及が進んできたので農作物の被害量は減少してきたが、山間部では頻繁に侵入防止柵の下部を掘り起こして侵入されているため、被害が無くなる。また、農地に侵入防止柵が設置されているため、代わりに林道の法面、水路、農地の畦、ため池の堤体等が掘り起こし被害が増加している。</p> <p>★アライグマ</p> <p>目立った農作物被害はないが、武雄市内全域で目撃 (捕獲) され、生息域が拡大している。繁殖目的での家屋等侵入により生活環境に脅威を及ぼしている。</p> <p>★カラス</p> <p>みかん、ぶどうの食害の被害が発生している。麦播種後の種 (芽) の引き抜き被</p>
--

害を受けている。牛舎等の畜舎を餌場としていることが多く、畜舎での糞害が酷く衛生面の環境悪化を招いている。また、牛自体を攻撃しているケースもあり、牛の肉質低下も問題となっている。

★カモ

平成29年1月下旬六角川周辺の農地で発芽した麦の若葉への食害が見られた。原因は定かでは無いが渡りカモの飛来時期が年々早まってきており、まだ発芽したばかりの柔らかい麦を食べている。ある程度成長した麦であれば多少食害を受けても再生するが、若葉の状態では食害を受けた場合はそのまま枯れてしまうため、今後このような被害が増えれば対策が必要である。

★シカ

もともと佐賀県管内ではシカは生息していないとされていたが、平成29年3月中旬近隣市町である伊万里市木須町の採石場でシカが目撃されており、写真も撮影された。伊万里市の調査によれば、周辺部でふんや足跡も確認されている現状である。シカは繁殖力が高く、主食として農作物や樹木の新芽、樹皮を餌とするため、今後繁殖が進み、武雄市での生息が定着すれば農作物被害が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

◆イノシシ

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害面積	2.91 h a	2.037 h a
被害金額	254.3万円	178.01万円

◆アライグマ

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害面積	0 h a	0 h a
被害金額	0万円	0万円

◆カラス

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害面積	0.54 h a	0.378 h a
被害金額	21.4万円	14.98万円

◆カモ

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害面積	0 h a	0 h a
被害金額	0万円	0万円

◆シカ

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
被害面積	0ha	0ha
被害金額	0万円	0万円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	佐賀県猟友会武雄支部と委託契約し、有害鳥獣駆除を実施している。 はこ罠・括り罠の購入、捕獲報償金の交付を実施している。 有害捕獲頭数 26年度 1,774頭 27年度 3,037頭 28年度 3,248頭	猟友会への負担増や高齢化等により、捕獲の担い手（捕獲従事者）が減少しているため、新たな猟友会員の確保、育成が必要である。 イノシシも罠に慣れた個体が出てきており、なかなか従来のやり方では捕獲しづらくなってきた。捕獲者の技術も向上させる必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	ワイヤーメッシュ柵・電気柵を貸与している。 ワイヤーメッシュ柵貸与数 26年度 39,990m 27年度 11,960m 28年度 3,394m 電気柵貸与数 26年度 17台 27年度 5台 28年度 5台	電気柵・ワイヤーメッシュ柵の設置後の管理が不十分で効果を発揮していない箇所が見られる。 個人を単位とした侵入防止柵の設置が多いことから、地域一体となった広域的な取り組みを推進する必要がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

県の鳥獣被害対策指導員養成研修を受講した市町・農協・農業共済組合など関係者による鳥獣被害対策チームにおいて、被害発生集落に対して、被害実態や被害対策の問題点を把握する。それに基づき集落座談会等を利用して、効率的な被害防止策（イノシシの隠れ場所となる耕作放棄等の藪払い、餌付け要因となる収穫残渣の撤去、電気牧柵の適正な設置方法や管理、ワイヤーメッシュ柵による広域的な設置）について指導し、地域集落が一体となった取り組みが講じられるよう推進していく。

生産者（農家）の方に、狩猟免許を取得してもらい、自衛的な捕獲を推進する。また、捕獲したイノシシについては、食肉へと加工処理を行い、地域の資源として活用することで、捕獲意欲の増進を図っていく。食肉へ加工できる良質な個体を増加させるため、捕獲者の止め刺し技術向上を推進していく。

アライグマの対策については、特定外来生物であり、強力な繁殖力をもち幅広い食性をもつことから、平成23年に策定したアライグマ防除実施計画書に基づき、捕獲を行い、分布域の縮小、個体数の減少及び被害低減を図っていく。

カラスについては猛禽類による追払い、また銃器による捕獲を行うことで、被害低減を図っていく。

カモについては今後の動向を注視し、被害が拡大するようならば、現状を調査し、対策を考える。

シカについても今後の動向を注視し、被害が発生するようならば、現状を調査し、対策を考える。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

佐賀県猟友会武雄支部との委託契約に基づく捕獲、及び武雄市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施する。武雄市鳥獣被害対策実施隊については、武雄市長が4名指名する。なお、佐賀県猟友会武雄支部と武雄市鳥獣被害対策実施隊は連携・協力し、また情報共有を行い効果的な捕獲を図る。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成確保の取組として、捕獲従事者の確保のために狩猟免許取得事前講習会費用・申請手数料の助成、技術者育成のために被害防止研修会（捕獲技術向上）を実施する。 ・武雄市鳥獣被害対策実施隊4名は、捕獲技術研修に参加し、さらなる捕獲技術向上を図る。 ・加工処理施設の利用を促進する。 ・捕獲作業の労力を低減するため、捕獲監視システム（AIゲート）を活用し、労力を低減させる。
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・駆除活動の推進を行う。
	カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・鷹匠（猛禽類）による追い払いを実施する。
	カモ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査を行う。
	シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査を行う。
30	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成確保の取組として、捕獲従事者の確保のために狩猟免許取得事前講習会費用・申請手数料の助成、技術者育成のために被害防止研修会（捕獲技術向上）を実施する。 ・武雄市鳥獣被害対策実施隊4名は、捕獲技術研修に参加し、さらなる捕獲技術向上を図る。 ・加工処理施設の利用を促進する。 ・捕獲作業の労力を低減するため、捕獲監視システム（AIゲート）を活用し、労力を低減させる。
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・駆除活動の推進を行う。
	カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・鷹匠（猛禽類）による追い払いを実施する。
	カモ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査を行う。
	シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>★イノシシ</p> <p>隔年で増減する傾向にあるが、平成27年度並みの捕獲頭数とする。 (26年度 1,774頭、27年度 3,037頭、28年度 3,242頭)</p> <p>★アライグマ</p> <p>生息数は増加傾向にあるので、近年の捕獲実績を踏まえ200頭を捕獲頭数(計</p>

画)とする。
 (26年度:154頭、27年度:155頭、28年度:193頭)
 ★カラス
 捕獲強化した平成27年度並みの捕獲羽数(計画)とする。
 (26年度:387羽、27年度:331羽、28年度:191羽)

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	3,000頭	3,000頭	3,000頭
アライグマ	200頭	200頭	200頭
カラス	400羽	400羽	400羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
★イノシシ、アライグマ、カラス 佐賀県猟友会武雄支部と委託契約を締結し、有害鳥獣駆除業務の捕獲等を行う。捕獲体制の維持、拡充を図る。カラスについては強化月間を設け、銃器による捕獲を強化する。 また、武雄市鳥獣被害対策実施隊4名による有害鳥獣駆除業務の捕獲等を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
捕獲許可権限委譲済	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	電気柵 10基（5km） ワイヤーメッシュ柵 10km	電気柵 10基（5km） ワイヤーメッシュ柵 10km	電気柵 10基（5km） ワイヤーメッシュ柵 10km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29～31	イノシシ アライグマ カラス	<p>地域における懇談会、現地研修会等により、地域住民が主体となり、地域が一体となった被害防止対策（隠れ場所となる耕作放棄地等の藪払い、餌付け要因となる収穫残渣等の撤去）の取組の普及啓発を進める。</p> <p>過去に設置したワイヤーメッシュ柵や電気柵の効果が十分発揮できるよう、維持管理の徹底や適正かつ効果的な設置方法の普及を行う。</p> <p>武雄市において、被害防除の取組として、侵入防止柵の整備に加え、地域住民を対象にいのししパトロール隊による被害防止対策研修会の開催、被害防除啓発パンフレット作成配布による啓発を実施し被害の軽減を図る。</p> <p>また、生息環境管理の取組として、いのししパトロール隊による放任果樹の除去、収穫残渣の撤去、緩衝帯設置の推進・指導、整備済み侵入防止柵の防除効果を高めるため</p>

		の適正管理の指導等を実施する。
29～31	その他の鳥獣類	鳥獣の生態に応じた適切な被害防止対策研修を開催し、地域住民へ被害防止活動の普及啓発を進める。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
武雄市	被害状況の把握、情報の共有、被害防止への指導・助言
いのししパトロール隊	現場確認、有害鳥獣の捕獲、被害防止への指導・助言
鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲
猟友会	有害鳥獣の捕獲

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

連絡) (依頼)	
通報者 → 協議会 → いのししパトロール隊	
(連携) ✓	↓ (連携)
鳥獣被害実施隊 ↔ 猟友会 → 捕獲罠の設置	
(連携)	

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
武雄市 ※武雄市鳥獣被害対策実施隊	協議会に関する連絡、調整 被害状況の把握、被害防止対策事業の実施、

いのししパトロール隊	農家への指導助言、捕獲の実施
佐賀県農業協同組合 (みどり地区)	被害状況の把握、被害防止対策事業の実施
武雄杵島森林組合	被害状況の把握、被害防止対策事業の実施
杵島地区農業共済組合	被害状況の把握、被害防止対策事業の実施
佐賀県猟友会武雄支部	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施
地元農家	有害鳥獣関連情報の提供、被害状況調査、被害対策実施
佐賀県杵藤農林事務所	被害防止対策事業に関する情報提供、市、農協、農家への指導助言
佐賀県杵島農業改良普及センター	被害防止対策事業に関する情報提供、市、農協、農家への技術指導及び助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐賀県生産者支援課	被害防止対策事業に関する情報提供・指導助言
佐賀県農業技術防除センター	被害防止対策事業に関する情報提供・被害防止技術の情報提供、その他必要な援助

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

武雄市長が指名する4名からなる武雄市鳥獣被害対策実施隊を編成している。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

県の鳥獣被害対策指導員養成研修を受講した市町・農協・農業共済組合など関係者による鳥獣被害対策チームを設置し、集落座談会等を利用して被害防止対策の啓発などを行い、集落が一体となった被害防止対策の取組みを推進する。

武雄市において、協議会構成機関及び関係機関における相互の連携・協力を推進するため、年4回程度の会議等を開催する。
鳥獣被害対策実施隊といのししパトロール隊で相互の連携、協力体制（捕獲）強化するため、毎月1回定例の会議を開催する。

（注） その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については武雄鳥獣食肉加工センターにおいて、食肉へと加工し、地域資源として有効活用していく。また、食肉へとならないものについては業者へ委託をし、処分してもらう。

（注） 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接市町（隣接協議会）と情報交換を行いながら、広域的な被害防止施策を実施する。

武雄市で主催するイノシシ会議（区長会・農業推進協議会・武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会出席）において、被害対策の検討や情報交換等をし、防護・捕獲・地域の環境整備を3本柱として被害軽減に取り組んでいく。

（注） その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。